

家計急変世帯臨時特別給付金のお知らせ

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降家計が急変し、同一の世帯全員が令和4年度の市県民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる場合には、1世帯当たり100,000円を支給します。

2. 対象となる世帯（全て該当するもの）

- ① 基準日（令和4年6月1日）において、市の住民基本台帳に記録されている世帯
- ② 市県民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていない世帯
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度の市県民税が非課税と同様の事情にあると認められる世帯

3. 申請の方法

申請書と簡易的な収入見込額の申立書を記入のうえ、同一の世帯全員の同一月の収入（給与、事業、不動産、公的年金）の状況の分かるものの写し（確定申告書、源泉徴収票等）を添えて、申請してください。

申請書等は本庁地域福祉課、西根・安代各総合支所、田山支所の窓口で交付できます。

4. 申請の期限

令和4年9月30日（金）

5. お問い合わせ先

八幡平市役所 地域福祉課 福祉総務係 電話 74-2111（内線 1113、1114）